

～国民健康保険加入者の皆様へ～

平成29年 4 月からの 新しい国民健康保険被保険者証を送付します

現在お持ちの国民健康保険被保険者証は有効期限が平成29年 3月31日までとなっています。
新しい保険証は、3月下旬に簡易書留で世帯加入者全員分をまとめて世帯主の方に郵送いたします。

新しい保険証

新しい保険証はうぐいす色になります。お手元に届きましたら、記載内容を十分お確かめのうえ、台紙からはがして4月以降医療機関へかかる際には新しい保険証をお使いください。

※4月以降に75歳になられる方の有効期限は誕生日前日までとなっております。

古い保険証

有効期限が過ぎたら、古い保険証は使用できません。

個人情報に記載されていますので、ハサミ等で細かく刻んで破棄してください。

就職される方

職場の健康保険に加入されたら、国民健康保険をやめる手続きをしてください。手続きをされないと、社会保険料と国民健康保険税を 二重に支払ってしまうことになり
ますので、必ず14日以内に届け出をして下さい。

また、手続きをされずに誤って国保の保険証を使用した場合は、その医療費を返還していただくことになります。

○手続きに必要なもの…国民健康保険証・印鑑・職場の健康保険証
又は社会保険加入連絡票

進学される学生の方へ

就学のため国保加入者が進学し、町外に住民票を異動した場合は届け出により引き続き南部町の国民健康保険証を交付します。引き続き学生用被保険者証を必要とする方も申請が必要です。

また、社会保険などへの加入や学生でなくなったときは保険証の返還が必要となりますので、必ず届出をおこなってください。

○手続きに必要なもの…国民健康保険証・印鑑・在学証明書

健康保険の加入等の手続きは14日以内にお願いします

受給資格期間の短縮のお知らせ

H29年8月から、年金受給するために必要な資格期間が **10年に短縮** にされます。

※資格期間→保険料納付済・免除期間・合算対象期間・厚生年金等加入期間など

制度改正の注意点

- ①年金を受給するための年齢要件は変更ありません。
- ②遺族年金や障害年金の権利を有している場合、年齢の年金を決定しても併給調整により停止となることがあります。今回の制度改正によって手続きを行っても、本人が受け取る年金額が変わらないケースがあります。
- ③遺族厚生年金の受給要件は変わっていません。亡くなられた方の資格期間が25年以上あることが必要です。

年金請求書の送付時期

日本年金機構において、資格期間が10年以上あることが確認できた方には、対象者宛てに老齢の請求書（黄色）を発送します。

黄色の請求書が届かない方でも、任意加入の申出により期間を加えたり、合算対象期間を含めて年金を受給できる可能性がありますのでご自身の資格期間をご確認ください。

請求書は平成29年2月下旬～7月上旬にかけて順次発送を行います。

お手元に届き次第、市区町村にて必要書類の発行を受け、最寄りの年金事務所にて手続きを開始してください。

なお、年金受給の権利が発生する日は 平成29年8月1日 となります。

詳細につきましてはねんきんダイヤル 057-05-1165まで
 ※お問合せの際には、基礎年金番号 がわかるものを用意してください
 なお、受付時間につきましては次のとおりとなります

月曜日	午前8時30分～午後7時
火～金曜日	午前8時30分～午後5時15分
第2土曜日	午前9時30分～午後4時